

平成 28 年 3 月 11 日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

規制支援審議会の答申への対応について

規制支援審議会の答申においては、

●「安全研究や規制支援に従事する人員に関しては、十分な人員を配しておらず、この点も充実させるべき」との意見が出された。

また、

●「独立性・中立性・透明性・実効性の確保については、組織、予算、施設の独立が原則であるが、現状の体制は十分ではなく、ルールによってこれらを確保するという、脆弱なものであるため、実施状況については、引き続き適切な時期に規制支援審議会において審議を行うことにより、確認していくことが必要である。」とされた。

機構では、この答申に対処すべく、

機構大で

●安全研究・防災支援部門に優先的に新規採用枠を配分するなどの措置を図るとともに、

安全研究・防災支援部門においては

●「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について」と称する、ルールを定め、これを遵守することにより、中立性・透明性の確保を図ってきた。

今回の規制支援審議会では、

- (1) 安全研究・防災支援部門の人員、予算の確保 (規審3-5)
- (2) 受託研究、委託研究、共同研究の実施状況の確認 (規審3-6)
- (3) センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況の確認 (規審3-7)

において実施状況を報告し、審議頂く。

以 上